

令和3年2月

「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」の 改訂のポイント

事業場において「ストレスチェック制度」を円滑に導入・実施していただくため、厚生労働省では、産業保健関係者向けマニュアルを公表しています（平成27年5月策定、平成28年4月改訂、令和元年7月改訂）。

今般、関係通達の改正等が行われたことから、マニュアルの改訂を行いました。

その主な内容は、次のとおりです。

<本文・巻末資料>

- ① 情報通信機器を用いた面接指導に関する通達の改正を反映しました。
- ② 「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第6号の2）」の改正を反映しました。